

長野地方法務局からのお知らせ

令和6年4月1日から 「相続登記の申請が義務化」されます

☎ 長野地方法務局佐久支局 ☎ 0267-67-2272

近年社会問題となっている所有者不明の土地問題の発生を予防するため、不動産登記法が改正され、来年4月1日から運用開始する予定となっています。

- ① 令和6年4月1日から、相続等により不動産を取得した相続人は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をすることが義務となります。
- ② 遺産分割により不動産を取得した相続人についても、遺産分割の日から3年以内に、相続登記を申請しなければなりません。

正当な理由がないのに、これらの申請を怠ったときは、10万円以下の過料の適用対象になります。

- ☑ 令和6年4月1日より前に開始した相続によって不動産を取得した場合であっても、相続登記をしていない場合には、相続登記の申請義務の対象となります。ただし、3年間の猶予期間が設けられており、猶予期間中に相続登記を行えば、過料の適用対象となることはありません。
- ☑ 相続登記の申請義務を履行するための簡易な方法として、相続人申告登記という制度も併せて新設されます。この相続人申告登記の申出をした方は、上記①の申請義務を履行したものとみなされます。もっとも、上記②の申請義務（遺産分割後の申請義務）については、相続人申告登記の申出によっても履行することはできませんのでご注意ください。



身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行えるよう、備えましょう！

ご案内はこちら

相談

司法書士事務所における相続登記特別無料相談

☎ 長野県司法書士会 ☎ 026-232-7492

令和5年4月27日から相続土地国庫帰属制度の運用が始まり、令和6年4月1日からは、相続登記の義務化が開始します。相続登記の義務化という市民の皆様には大きな影響が予想される改正に際し、少しでも不安や疑問を解消していただきたいと考えているため、県内の各司法書士事務所で相続登記に関する無料相談を実施します。

- ▶ 日時 R5/8/3 (木) ~ 8/9 (水) (土日を除く) 9:00 ~ 16:00
- ▶ 場所 県内各司法書士事務所 (必ず電話でお問合せの上お出かけください)
- ▶ 相談料 無料
- ▶ 予約 相談を希望する司法書士事務所に直接お問い合わせください
- ▶ 相談例
 - 登記名義人が先々代のままになっている
 - 相続登記が義務化されると、どのように変わるのか
 - 実家が相続登記をせずに空き家となっている
 - 相続した土地を国が引き取ってくれる制度について知りたい
 - 法定相続情報証明制度について知りたい
 - 遺言について知りたい
 - 法務局で遺言を預かってくれる制度について知りたい
- ▶ 問合先 長野県司法書士会 ☎ 026-232-7492

8/3は司法書士の日!



◀ 会員名簿の検索は
こちらから

お近くの司法書士事務所へお問い合わせの上、お出かけください。お近くの司法書士事務所については、長野県司法書士会 (☎ 026-232-7492) へお問合せいただくか、当会 HP に掲載している会員名簿をご覧ください。(URL : <https://www.na-shiho.or.jp/list>)